

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和4年2月3日

鹿児島県知事 塩田康一



刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む者 の資格
いかすびき網 漁業	指宿漁業協同 組合共同漁業 権内及びその 地先沖合の区 域	4月1日から10 月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	指宿市（旧開聞町及び旧 山川町を除く）の区域に 住所又は事業場を有する 者

申請すべき期間

いかすびき網漁業

令和4年2月10日（木）から同年3月9日（水）まで